

議案第 39 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市水道料金審議会及び小田原市下水道運営審議会を統合し、新たに小田原市上下水道事業運営審議会を設置するため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

上下水道事業の附属機関として次の審議会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

次の審議会を廃止することとする。

- (1) 小田原市水道料金審議会
- (2) 小田原市下水道運営審議会

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日